

厚岸町規則第46号

厚岸町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

厚岸町長 三浦 克宏

厚岸町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町営住宅管理条例施行規則（平成9年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又はその他の婚姻予約者である者」を「（町長が別に定めるところにより、パートナーシップの宣誓をしている者を含む。）その他婚姻予約者である者」に改め、「書類」の次に「又は厚岸町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和7年厚岸町訓令第30号）第7条に規定する厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証若しくは厚岸町パートナーシップ宣誓書受領証カード」を加える。

第4条第1項第1号中「同様の事情にあるもの」を「同様の事情にある者（町長が別に定めるところにより、パートナーシップの宣誓をしている者を含む。）」に改め、「ある場合」の次に「（町長が別に定めるところにより、パートナーシップの宣誓をしている場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。